

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年4月1日

北九州市産業経済局渡船事業所

1 当該公募の趣旨

本業務については、北九州市営渡船若戸航路で、主力船「第十八わかと丸」の予備船として交互運航する「くき丸」の船体・設備が老朽化しているため、航行を停止し、その後継旅客船として民間船舶を用船としてメンテナンスリースで借り上げるものである。後継船には、市民の重要な交通手段として、「くき丸」と同程度以上の安全性や快適性、海上運送上の指導監督官庁である九州運輸局の航路登録の認可を受諾できる船舶であること等を条件とする。また、今回の借上げでは、船長・機関長・綱取り役等は、市が別に運航委託契約を締結する事業者が「第十八わかと丸」の航行と合わせて人員配置するので、当該船員等が操船に精通している船舶を借り上げることで安全性が向上できるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定である。ただし、応募要件を満たす者が多数いる場合は、指名されない場合がある。

2 業務の概要

(1) 業務名 北九州市営渡船若戸航路用船借上げ及び保守業務

(2) 業務内容

若戸航路で、主力船「第十八わかと丸」の予備船として交互運航する「くき丸」の後継船として、民間船舶を用船としてメンテナンスリースで借り上げるもの。

(3) 履行期間

令和8年9月1日～令和13年3月31日

ただし、契約後1、2か月程度を目途に、受注者が準備した船舶や関連資料をもとに、発注者が九州運輸局の航路登録にかかる事務手続きを開始するが、手続き期間を履行期間前2か月程度と見込む。当該手続き完了時期によっては、発注者の準備が間に合わず履行期間開始日から履行できない等の可能性があり、その場合、発注者と受注者が協議して履行開始日を変更する。協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地（又は受任地）が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 法人登記を有していること。
- イ 過去2年以内の本業務と同様の業務（定期用船、裸用船、代船等）の実績を有すること。
- ウ 借上げ用船は、履行期間開始までに、九州運輸局の航路登録手続きの認可を受諾できるものであること。また、原則、履行期間中、同一船舶であること。
- エ 「第十八わかと丸」ドック入渠時等で借上げ用船のみの運航時に、借上げ船が故障等により航行不能になった場合に、航路欠航を避けるため、臨時に代船が手配できること。
- オ 前記エの代船は、直近「第十八わかと丸」ドック入渠開始予定日（令和8年11月末頃）までに、九州運輸局の航路登録手続きの認可を受諾できるものであること。
- カ ア、イについては、要件を確認できる書類、貴社（団体）の概要、また、ウに掲げる借上げ船、エに掲げる代船については、船舶形態が分かる書類（船舶検査証書、船舶検査手帳、船舶図面、容姿画像等）が提出できること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市戸畑区北鳥旗町11番1号
担当課名 産業経済局総務政策部渡船事業所
電話番号 093-861-0961
FAX番号 093-861-0962

(2) 参加意思確認書等の交付期間、場所及び方法

- ア 交付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月15日（水）まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

ウ 交付書類

説明書、仕様書、参加意思確認書

（3）参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年4月2日（木）から令和8年4月15日（水）まで（閉庁日を除く。）の毎日、9時から17時まで

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

（4）その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。

イ 詳細は説明書による。